

柳井市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

柳井市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・ 2

- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ 5

Ⅰ 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、学校における働き方改革を推進し、教育職員の業務量の適切な管理と健康の確保を図ることを目的とする。

教育職員が心身ともに健康で、専門性を十分に発揮できる環境を整えることは、子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、本市がめざす「愛、夢、志をはぐくむ教育」を実現するための基盤となる。

市教育委員会は、本計画に基づき、業務の精選や勤務環境の改善、組織的な支援体制の充実を図り、教職員が安心して教育活動に専念できる学校づくりを推進する。

そのことを通して、すべての子どもたちによりよい教育を提供し、地域とともに持続可能な学校教育の実現をめざしたい。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「柳井市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部を改正し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 35.5時間	30.6%	1.0%
中学校	月 48.4時間	45.0%	10.9%

中学校における時間外在校等時間は平均が45時間を超える状況になっている。生徒指導対応や部活動などの業務への負担感が大きくなっており、地域人材の活用を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【12日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下まで減少させる。
【7.5%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を5%以下とする。【7.9%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

3 計画の期間

令和8年度～令和9年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務見直し

＜学校と教師の業務の3分類＞

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備や運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時刻の見直しなどを推進する。
 - ・今まで以上に、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、青少年育成センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・給食費は令和7年度に小学校も無償化となり、小・中学校ともに公会計化を実施した。その他の学校徴収金については、歳入歳出予算に組み入れることができる対象範囲や徴収手続き等の精査を進める。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・法的な助言を必要とする事案への相談体制強化のため、令和7年度に県教育委員会は専属の弁護士（スクールロイヤー）を配置しており、県教育委員会と連携して相談等を行う。また、本市においては、市の顧問弁護士に相談できる体制を構築している。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・統合型校務支援システムの機能等を活用することによって、学校から市への報告・提出に係る事務負担を軽減する。
 - ・学校事務体制の強化のため、柳井市共同実施共同実施協議会及び柳井市共同実施会を設置している。
- ◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・学校プールの管理業務については、学校外の屋内プール活用により段階的に廃止する。令和8年度にはすべての小学校と中学校2校で学校外の屋内プール活用を実施する。
- ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・令和9年度までに、原則、すべての部活動に部活動指導員もしくは外部指導者

を配置し、可能な部活動から休日における地域展開を実現する。平日の部活動については、中学校と連携し、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する業務支援員を児童・生徒数の多い学校に配置する。
- ・統合型校務支援システムの機能や自動採点ツール等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・学校と連携して通知表の見直しを行う。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用日数や時間を増やし、教職員が専門的な知見を活用することができるように連携・協働した支援体制を構築する。
- ・学校が、医療・福祉・警察等の関係機関との連携を図ることができる体制を構築し、適切な役割分担のもとで支援を行うことができるようにする。
- ・必要に応じて、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・クラウド環境を活用した校務DXを積極的に推進している学校を100%にする。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を、児童・生徒数の多い学校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守する

とともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1か月時間外在校等時間が80時間を超え、面接指導を希望する教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ すべての学校で、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を市教育委員会に設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得ができるよう、各学校に対して取得の促進を図る。
- ・ 長期休業中に学校閉庁日を設け、連続して休暇が取得しやすい環境を整える。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、市教育委員会のホームページで公表するとともに、各学校のホームページでも取組状況を公表する。
- ・ 市の関係部局・関係機関と連携し、学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に努める。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、学期ごとに学校から提出される時間外在校等時間報告で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。